

1 目 的

夕張市立夕張中学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るため、「学校いじめ防止対策基本方針」を策定する。

この方針では、「いじめ防止対策の組織」、「いじめ防止に関する研修の実施」、「いじめの早期発見の方策」、「いじめ解消を目指す生徒指導の進め方」、「いじめ防止対策基本方針の評価」及び「学校のいじめ防止をサポートする関係者・関係機関との連携」等の基本事項を定める。

この方針を誠実に実施することにより、いじめ防止を総合的かつ効果的に推進し、生徒一人一人の尊厳を保持するとともに、生徒同士が互いのよさを認め合い、支え合い、楽しく有意義な学校生活をおくることのできる環境をつくり上げることを目的とする。

2 いじめの定義

夕張中学校では「いじめ」を次のように定義する。

生徒に対して、該当生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※心理的攻撃とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」、「インターネットなどの通信機器を使った誹謗・中傷等の心理的圧迫を指すものとする。

※物理的攻撃とは、「身体的な攻撃」の他に「金品のたかり」、「物をかくされたり」することを指すものとする。

※「喧嘩」はいじめの範囲からはずれるものであるが、その状況や内容によっては、「刑罰」の対象となるものもあることから、関係機関との連携・相談が必要である。

3 いじめの禁止

夕張中学校の生徒は、「ゆうばり仲間づくり『子ども会議』宣言」を誠実に履行し、いじめのない学校を創り上げる。

＜夕張中学校生徒宣言＞

わたしたちは、みんなが毎日楽しく過ごせるため、あたたかく、明るい学校をつくるために、いじめ撲滅をめざし、以下のことを宣言する。

☆ 私たちは、いじめを何があっても許しません。いじめは、この世にあってはならない行為です。

☆ 友人、仲間を大切にし、友情、絆を強く結んでいきます。相手のことをしっかりと考え、思いやる心を大切にしていきます。

☆ あいさつを交わし、笑顔あふれる明るい学校にしていきます。あいさつは心を開き、笑顔は自分の周りの人も明るくしていく大切な行動です。

4 いじめ防止対策委員会の設置

夕張中学校は、各種関係機関や委員会等と連携を図りながら、いじめの防止並びにいじめの早期発見・早期対応を図るため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜いじめ防止対策委員会の構成員＞

- ・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・学年生徒指導担当 ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー（来校時に参加）

※ 必要に応じて教務・研修担当者、PTA役員等を参加させることができる。

5 いじめの早期発見のための方策

夕張中学校は、いじめの早期発見を図るために次の対応を行う。

- ① 定期的（年間2回：4月、11月）な教育相談の実施を通して、生徒の実態把握を図る。
- ② 「いじめアンケート」（5・10月）、「教育相談アンケート」（4・10月）等のアンケートを実施し、いじめの有無並びにいじめの実態について把握する。
- ③ 教職員間の情報交流を通して、日々の生徒の様子を把握する。
- ④ 校内にスクールカウンセラーによる相談窓口の設置を行い、生徒や保護者、教職員の相談体制を確立するとともに、その実態について把握する。
- ⑤ 国や道による「いじめ相談電話」を活用を図る。

6 いじめ未然防止のための対策

（1）学校が行う防止対策

- ① 生徒一人一人が生き生きと取り組む授業づくりを通して、学級や学校内に居場所（生徒個々が存在感を感じられる空間）をつくる。
- ② 学級担任による教育相談やスクールカウンセラーによるカウンセリング相談等の生徒が相談しやすい環境を整備する。
- ③ 道徳の時間を中心としながら、学校の教育活動全般を通して道徳性を育み、相手を思いやる行動・発言・対応ができる子どもを育む。
- ④ 生活のきまり（校則）を守る指導を通して、社会規範を守る意識をもたせる。
- ⑤ 学習のきまりの徹底を図りながら、授業に参加する基本的な姿勢を身に付けさせる。

（2）保護者・地域が行う防止対策

- ① 親子の団らん（会話や行動）を通して親の愛情を感じさせる。
- ② 日常の親の生活の姿を見せることを通して、中学生としての善悪の判断力をしっかりと身に付けさせる。
- ③ 「早寝・早起き・朝ご飯」運動を実践し、規則正しい生活習慣を身に付けさせる。
- ④ 子どもは地域の宝の意識を持ち、地域全体での挨拶運動や地域活動等の活動を通して、地域の一員としての意識と社会規範を身に付けさせる。

(3) 生徒自身が行う防止対策

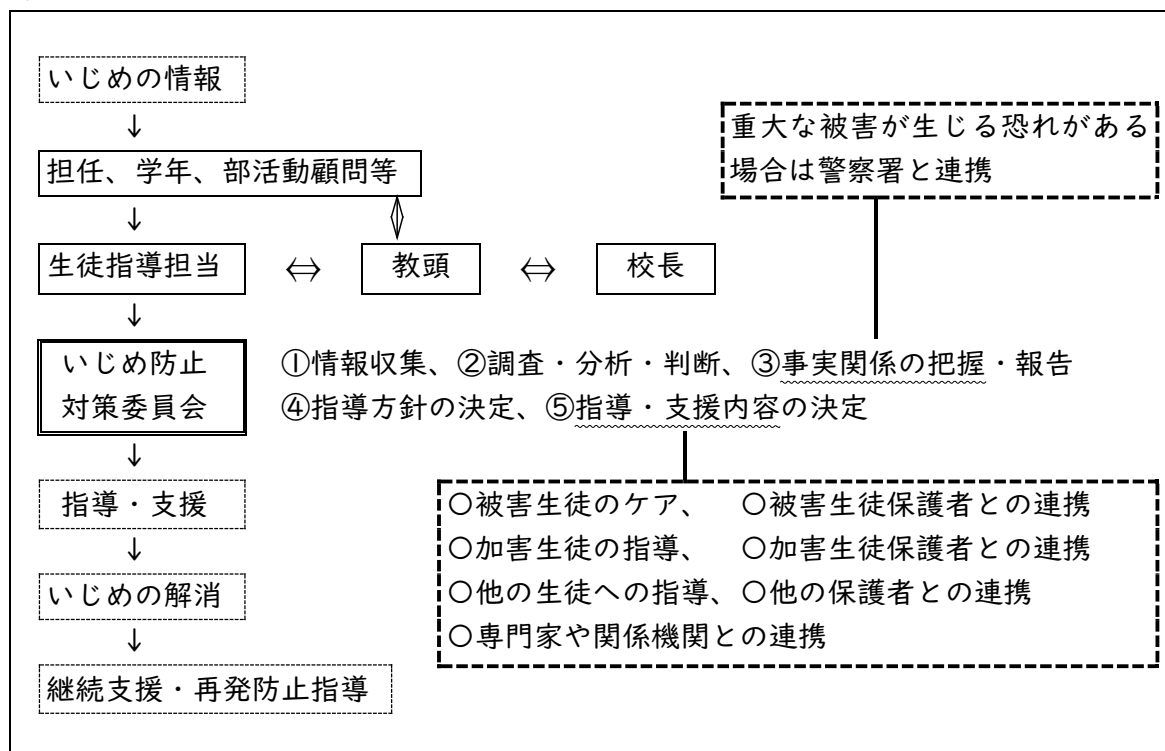
- ① 生徒会を中心に学習規律や生活のきまりが守られているかの点検活動を行い、落ち着いた生活環境をつくり上げる。
- ② 生徒会主催のいじめ撲滅集会の企画・実施を行う。
- ③ いじめ撲滅に向けたポスターを作成し・掲示し、啓発活動を行う。
- ④ いじめ撲滅に向けた活動に参加し、環流する。
 - ・ゆうばり仲間づくり「子ども会議」
 - ・「いじめ根絶」リーダーズキャンプ
 - ・「児童生徒仲良しコミュニケーション活動奨励事業どさんこ子ども地区会議」
 - ・「児童生徒仲良しコミュニケーション活動奨励事業管内成果交流会」 など

7 いじめ発生時の措置

(1) いじめが発生した場合の学校のとるべき措置

- ① 学校は、通報や相談があった場合、事実の有無を確認し、市（教育委員会）へ報告を行う。
- ② 学校は、いじめを受けた生徒への支援、その保護者に対する情報提供・支援を行う。
- ③ 学校は、いじめを行った生徒への指導・支援、その保護者に対する助言を行う。
- ④ 学校は、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を行う。
- ⑤ 学校は、いじめの事案に係る情報を保護者に提供する。
- ⑥ 学校は、犯罪や児童の生命などに重大な被害が生じる恐れがある場合、警察署との連携を図る。

(2) いじめが発生した場合の対応



8 いじめ防止対策基本方針に対する評価アンケートの実施

年度末反省時に、いじめ防止対策委員会を中心に評価アンケートを作成・実施・分析・評価し、次年度の「学校いじめ防止対策基本方針」にアンケート結果を反映させる。

- ① アンケートの実施主体
- ・ いじめ防止対策委員会
- ② アンケートの実施計画
- ・ 4月：学校いじめ防止対策基本方針の提案
 - ・ 10月：年度末反省に向けて評価アンケートの内容検討、作成
 - ・ 12月：評価アンケートの実施
 - ・ 1月：評価アンケートの分析・評価、次年度の「学校いじめ防止対策基本方針」の見直し

9 いじめ防止対策に関する校内研修計画

(運営主体：いじめ防止対策委員会)

月	内 容
4月	○ いじめ防止対策基本方針の提示（いじめ防止対策委員会）
5月	○ 学級経営研修会（特別な支援を必要とする生徒の把握） ○ 特別な支援を必要とする生徒に対する対応検討（特別支援委員会） ○ 夕張市福祉課職員との懇談（いじめ防止対策委員会） ※ 5月から7月までの期間を使って学級担任毎に実施する。
6月	○ 第1回夕張警察署との定例交流会議（教頭、生徒指導担当）
9月	○ スクールカウンセラーによる研修会（いじめ防止対策委員会） ○ 民生委員・民生児童委員との交流会議（校長・教頭・生徒指導担当）
10月	○ 第2回夕張警察署との定例交流会議（教頭、生徒指導担当）
12月	○ 年度末評価アンケートの作成・実施・分析・評価（いじめ防止対策委員会）
1月	○ 評価結果の交流（いじめ防止対策委員会）
2月	○ 次年度の基本方針の提示（いじめ防止対策委員会） ○ 第3回夕張警察署との定例交流会議（教頭、生徒指導担当）

※その他、日常的にスクールカウンセラーと担任教諭との相談・意見交流等を通じた研修を行う。

10 いじめ未然防止に向けた取組

夕張中学校は、いじめの未然防止に向けて「いじめ未然防止プログラム」（別紙）を策定し、計画的に取組を行う。

11 いじめ重大事態の対応について

「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始する。

- ① 不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と協議するなど、丁寧に対応する。
- ② いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合は、いじめにより転校に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。この点、当該生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。
- ③ 学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に教育委員会に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。また、判断の参考とするため、弁護士等の専門家から助言を得る。

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂版）に準じた対応を基本とする。